

第3章 大正時代

大正元年～大正15年（1912～1926）

第1節 当時の農業事情

1. 概 括

明治の勸農政策によって、増産一辺倒であった農政は、日露戦争後の不況、農民離村、中小農の窮乏などから農村経済の維持、農家の没落防止への転換を行い、価格維持、農家保護の形が現われはじめた。大正の初期も一般経済界の不況に加え、大正3年の内地米の豊作により、米価の低落が大きくなり、政府は大正4年に米価調節令による買上げ、米価調節委員会に対する米価対策の諮問などを行うとともに農家副業奨励を通牒した。

一方、大正3年7月に第1次世界大戦がはじまり、これが空前の産業ブームをもたらした。工業国としての基盤を確立した。ちなみに国民所得に占める第一次産業の比率をみると、明治初期には60%以上を占めていたのに対し、第1次世界大戦前後には40%以下に落ち、経済の工業化を一段と押し進める結果となり、戦時成金が続出した。

空前の大戦景気はインフレを呼び、諸物価とくに米価は暴騰を続けたが、有効な抑制策を持たなかった政府は成り行きにまかせていた。物価騰貴は社会不安をもたらした。大正7年に富山県を発端として米騒動が起り、以後全国に波及し本県でも同年新居村（現徳島市）、小松島町、撫養町（現鳴門市）で発生した。

このため政府は米穀輸入関税の撤廃、輸出制限、政府管理米売出し、穀類収用令による強制買上げ、節米通牒など米の供給対策を講ずるとともに開墾助成法（大正8年）などを通じて食糧生産対策を図った。大戦後の反動によって経済も農業も恐慌の波に見舞われ、農産物価格の暴落に加えて、大正11年には冷害による農作物の減収、さらに地主、

商人の農民に対する収奪で農民は疲弊のどん底におちいった。この経済恐慌、農業恐慌を通じて、いわゆる大正デモクラシーの思想が労働者や農民の結束を固めることになり、労働争議や小作争議を各地にひきおこすとともに、大正11年には日本農民組合が結成され、小作組合運動の全国的組織が成立した。このため政府は小作調停法や自作農創設維持規則などを作って小作争議対策を進めるとともに大正10年府県農会に対し、地主、自作農、小作農の農家経済調査をはじめた。また、大正13年には帝国農会に対し農業経営調査を行わせることになった。大正14年には農村振興を充実させるため、これまで農林、商工行政を司ってきた農商務省を分離・独立させ農林省を新設した。

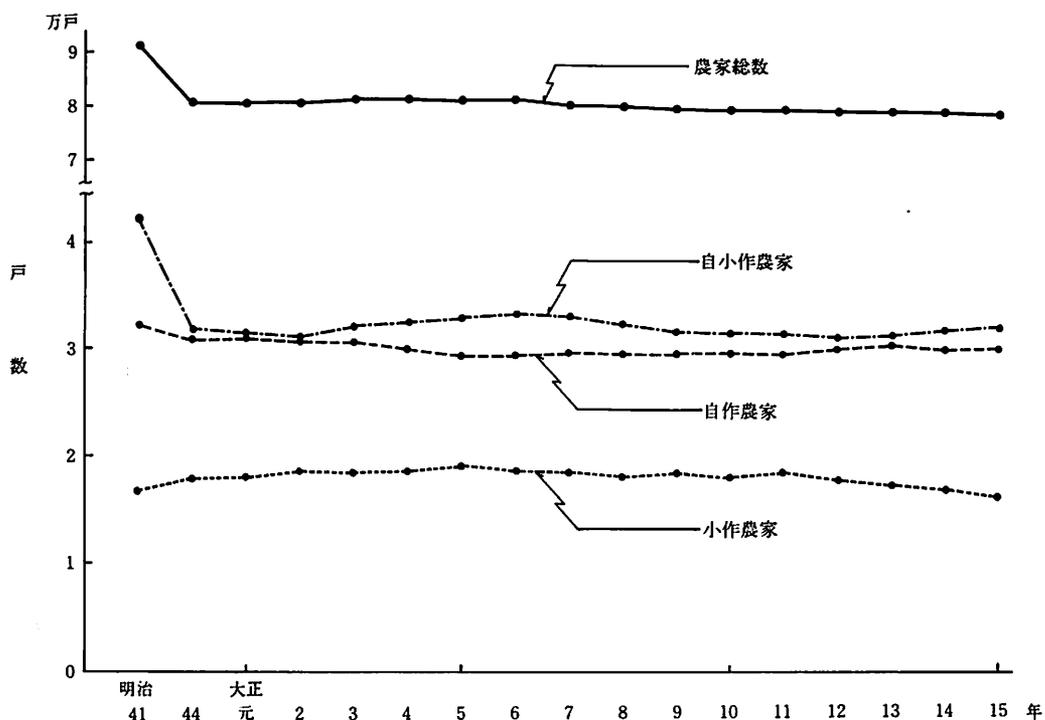
2. 農業の動向

(1) 農 家

大正期における県下の総戸数、農家戸数の推移をみると、ともに大きな変化はみられず、農家率は62%前後で推移している。専業別には専業が67%前後、兼業が33%前後で、この割合も大きな変化はみられない。自小作別では大正前期では自作農家の減少、小作農家の増加がみられたが、後期には小作争議の激化によって小作農家は減少傾向を示している。

(2) 土地利用

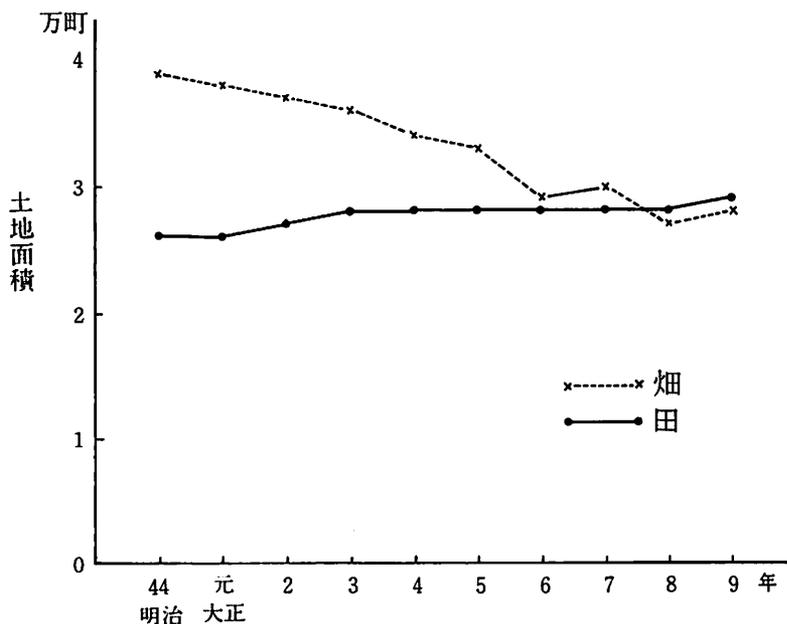
大正元年の耕地面積は徳島県統計書によると63,762町歩であり、地目別には田43%、畑57%と畑の比率が高くなっている。しかしその作付率をみると田は99.5%とほとんどが作付されているに



第1図 自小作農家の推移 資料：都道府県基礎統計

もかかわらず、畑では81.0%の作付であってかなりの不作付地がみられる。耕地面積の推移は大正5年を境にして急激に減少を示し、とくに畑の減少が著しい。逆に田は増加傾向を示している。この理由としては、徳島県史によると畑には焼畑が含まれ、これらが造林の普及によって転換されたとしている。

また、明治期は田率が38%前後で全国的にみて畑卓越の特異な形態であったといわれ、米の商品化が進むにつれて水田面積が増加し



第2図 土地利用の変遷 資料：徳島県統計書 第三編 勸業

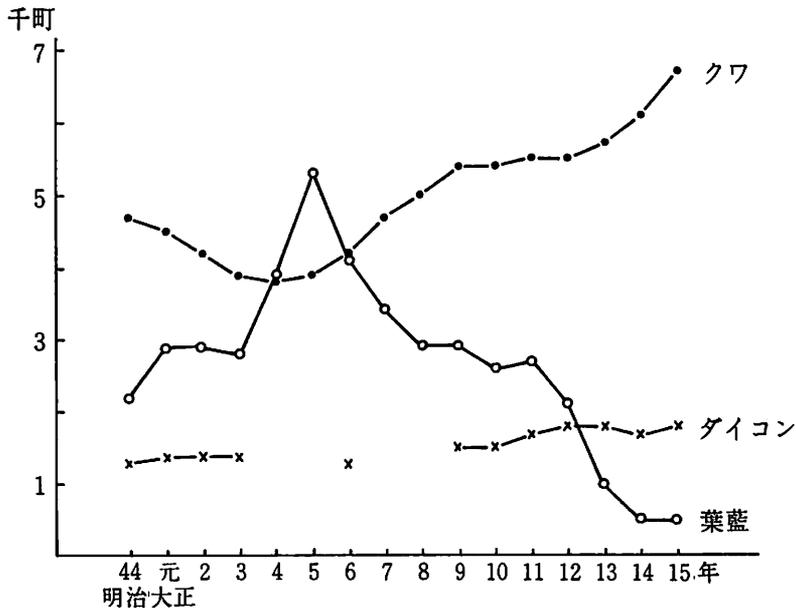
たとしている。田畑率の推移をみると大正8年に田が畑を上回るようになり、それ以後田率が50%台を保っている。ちょうどこの時期は本県農業の体質変化の時期であり、県史では本県の南方と北方（吉野川上流部、下流部）では地域性がみられることに着目し、これを対比して分析している。すなわち南方では明治初期から田率が高く、水田主体の農業が営まれてきており、吉野川上流部は畑中心の農業経営であり、下流部では明治末期から大正初期にかけて畑から水田に重点が置き換えられた経営形態であるとしている。この吉野川下流部の水田化の進展は藍作の衰退によるところが大きく、従来の藍畑は桑園に変わったり開田されて水稲一麦の土地利用となり、藍作時代の1年3作の土地利用体系から多くは1年2作の体系になった。そのため200%以上を示していた土地利用率が低下している。

またこの水田化は上記理由もさることながら土木的な水利開発の進展が大きな役割を果たした。県下で最も顕著な例は板名用水（明治39年着工、41年完了）、麻名用水（明治39年着工、大正元年当初計画完工、引続き鍛尾川引水工事大正3年完成）にみることができる。

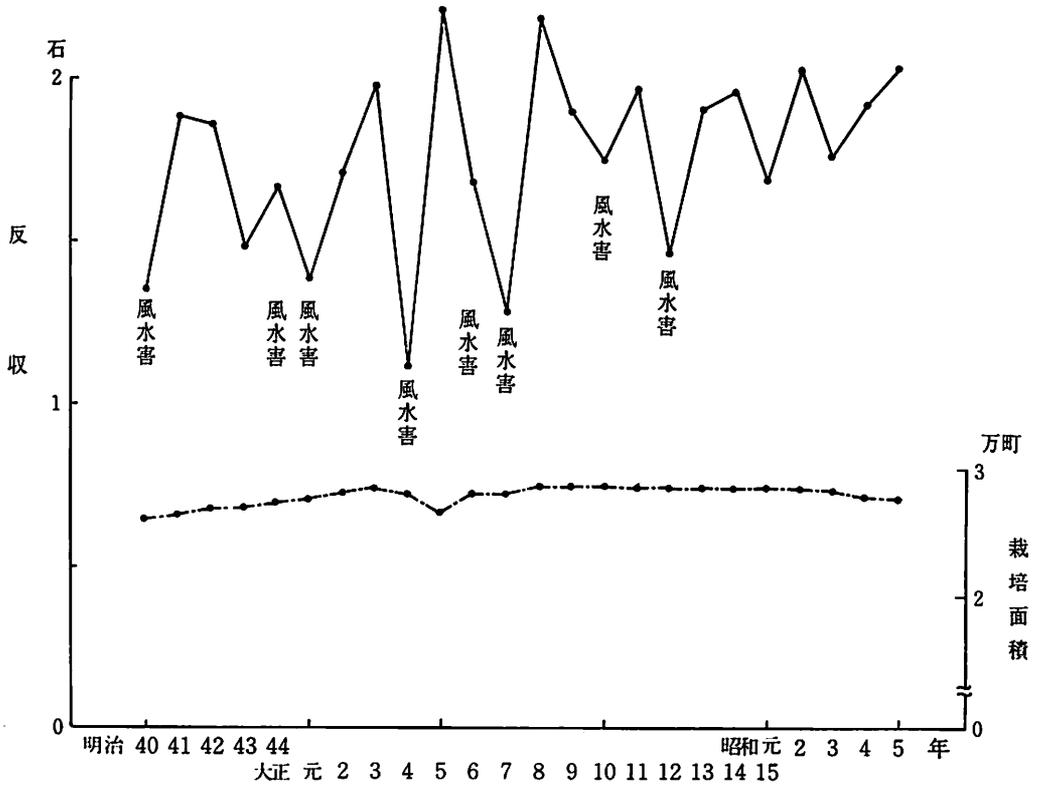
(3) 農業生産

明治期の我が国の農法は多肥多収性品種の普及、金肥の増投、塩水選、短冊苗代、正条植などの集約栽培法、畜力耕による深耕と八反取などによる中耕除草の集約化、乾田化、田区改正をその内容とし、金肥多投と労働集約的土地節約的技術によって発展させようとするものであった。その基調は大正時代にも受けつがれ、商品的農業生産の発展とともに生産力の発展に寄与した。米では反収の増加、養

蚕では反当り取繭量の増加という形をとった。農業における商品生産は原料農産物と食用農産物に大別することができる。原料農産物は初めから販売を目的として作付される商品作物であり、食用農産物は自給余剰の販売という性格をもっている。商業的農業の発展は前者の拡大と後者の販売割合増加という形をとりながら進行していった。本県では藩政時代から明治にかけて葉藍、サトウキビが商品作物として活発であったが、明治中期以降激減し、大正時代（第1次世界大戦による輸入がとだえたため）に一時的に復興をみたものの衰退が激しかった。これに替わって養蚕のための桑園が台頭するといった消長がみられた。食用農産物では米の収穫量の増加、とくに反収の増加がみられ、徳島県農会報によると大正2年には水稲二期作の試作が牟岐村、宍喰村ではじまったり、米収三石期成会、四石同盟会、五石会などの多収穫を目的とした組織が出現したりしている。また本県農事試験場では大正12年に水稲直播試験が実施され、これまでの労働集約的栽培法を省力化しようとする動きが出はじめた。それとともに小麦、野菜、果樹などが、この時代に商品生産物としての礎石がすえられた時代でもあり、と



第3図 主要特産物栽培面積の推移 資料：徳島県統計書



第4図 徳島県における水稻の作付面積と反収の推移

資料：農林省農林経済局統計調査部 昭30.3 農作物累年統計表 稻

くにダイコンは藍作衰退後の吉野川下流畑作地帯の農家の副業として発達し、「阿波沢庵」の名声を得、大正12年には全国の約2割の生産量（出荷数量28万樽、栽培面積1,000町歩）を占めた。これは吉野川下流の沖積土がダイコン栽培に適したこと、近くに撫養塩田があり、塩の入手が便利であったこと、澆物用としてすぐれた白首の阿波晩生一号が作出されたことが発展に拍車をかけたものである。

(4) 生産手段

県史によると、大正2年には耕うん過程において使用する農具として約20種、脱穀調製過程においては12種、灌排水過程においては2種があり、これらの農具は大部分在来のものまたはこれを改良したもので人力、畜力を使って操作するものが中心であったと記述されている。そこで牛馬耕を行

っている田畑別面積ならびに牛馬頭数を大正7年の農会調査からみると田で91%、畑で77%、耕地全体では84%が牛馬耕を行っており、牛馬頭数は牛2万8582頭、馬1万1713頭、合計4万295頭で、1頭当り116aとなっている。大正14年調査では田90%、畑83%、耕地全体87%、1頭当り113aとなり畑で牛馬耕が増えている。また本県における畜力を利用した農具から原動力を利用した機械への転換は、大正10年に県農会と県立農業学校が耕うん機をそれぞれ1台ずつ購入したのがはじまりとされている。県農会では経費4千余円で内燃機関（農用エンジン）2台、牽引機（ティラー）1台及び付属動力農具5種類10器を備えつけ使用宣伝の用に供し実地の指導と講習講話を開催している。また前年（大正9年）には県外から講師を招へいして動力機の講習を行っている。ところが耕うん用動力機は普及があまりみられなかった。県

第3章 大正時代

史ではこの理由として高価であったこと、農業用機械に対する知識不足、機械を遊ばさずに他に使用する機械利用の副業があまりなかったなどをあげており、県下の農具の機械化は耕うん過程からでなく、むしろ灌がい排水過程や脱穀調製過程から進展したと記述している。このように生産手段たる農業機械は畜力、人力を中心としていたが、後半に石油発動機を動力源とした機械化が進展しはじめた。

3. 農家経済

大正期においては米価の大幅な変動がみられ農

家経済は不安定であった。とくに大正3年の米価大暴落は農村を困窮に陥らせた。そこで政府は農村振興のため農家副業の奨励を大正4年に行った。これを受けて本県農会では同年に本県副業調査がはじめられており、それとともに米価下落と農家経済状態、商店に及ぼす影響調査などを行っている。この時期の米価低落は地租増徴と相まって地主経済を圧迫し、地主は小作料増徴によってこれをカバーしようとした。また米価下落は小作農の経済をも圧迫し、しかも金肥の引き続き増投は米価の低落と相まって、金肥代金の回収のために小作農はより多量の米を手元に確保すべき必要にせまられた。そのため大正11年頃から小作争議が激

第1表 米価、繭価と物価の動向

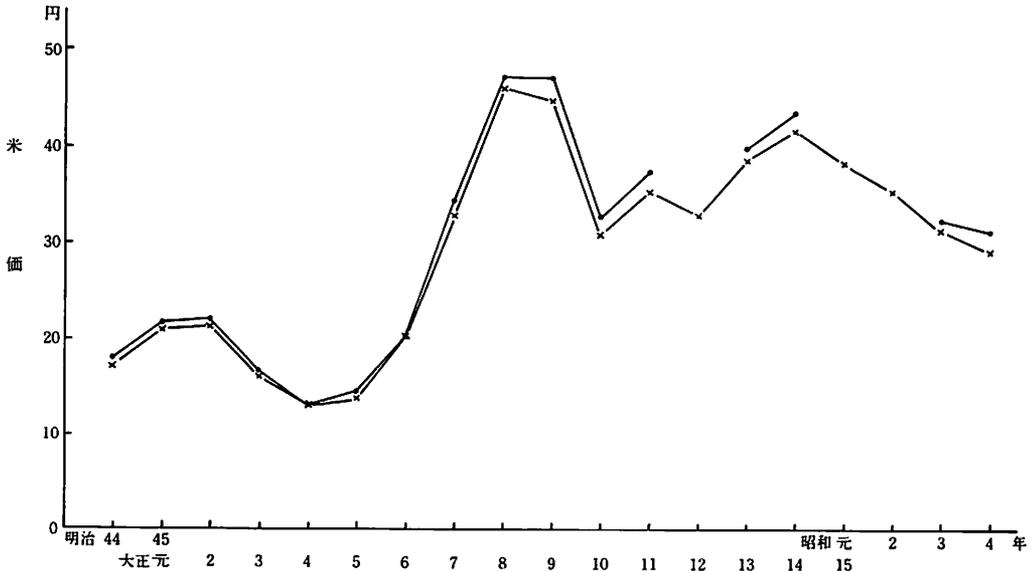
	米価指数	繭価指数	一般物価指数	肥料価数
大正4年	81	82	102	94
6	123	163	155	159
8	285	257	248	232
10	190	156	211	146

注 明治元年を100とした指数
資料：徳島県農会報468号による

第2表 農家経済の動向

	農家の総収入	農家の経費	生活費	余剰
大正13年	2,625.90	1,122.50	959.47	543.93
昭和4年	2,881.02	1,690.78	965.51	224.73

注 単位：円
資料：徳島県農会報468号による



第5図 米1石あたり単価の推移

注 ●●は徳島県統計書(上米1石あたり)による。×—×は日本農業基礎統計による。(上, 中, 下米平均)

化しはじめた。徳島県農会が大正11年度に調査した小作料（米のみ）の事例をみると、米作本位の地方では53%、米麦作および多少の養蚕あるいは園芸を営む、いわゆる普通農業地方では35%、山間に近い農村で林産物および蚕産物の産出も多い地方では49%となっている。県史によると郡里村（現美馬町）では大正10年には約60%の小作料であった。また大正13年には羽ノ浦町では米で約1石2斗5升、麦で7斗の小作料でそれも良質のものでなくてはならず豊作の年でも65%以上の小作料を支払われていた（阿波の歴史）。

以上のことからみても当時はいかに高率の小作料であったかが推測される。つぎに農会による農家経済調査結果から農家経済の推移をみると第1次大戦中のインフレによって農産物価格の騰貴がみられ、一時農業経済は好転したが、大戦後の反動によって農産物価格、一般諸物価も低落した。とくに農産物価格は肥料などの農業資材の価格水準以下に下落し、結局農家の余剰が少なくなり農民の生活は困窮化を呈した。そこで本県では大正12年に勤儉奨励週間などを作って対処している。

第2節 組織・機構・施設（諸規程など）

1. 組織・機構の変遷

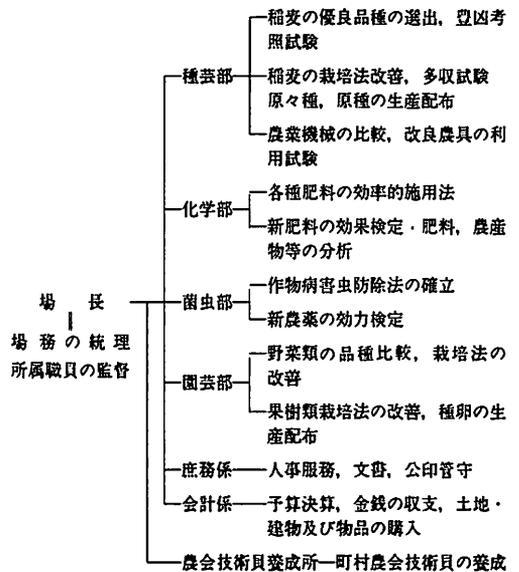
（分掌業務一覧）

(1) 主要機構の変動

明治36年（1903）4月に制定されて以来、19年間施行されていた農事試験場規程が、新しい農業情勢に対応するため大正11年2月11日付の県令第6号をもって改正された。その中で場業務の目的は農産の改良増殖を図ることとされ、職員として場長、産業技師、産業技手、産業主事補及び助手を置くことが定められた。規定改正と同時に訓第11号によって処務規程も改められ、場の機構が種芸部、化学部、菌虫部、園芸部、庶務係、会計係の4部2係制に改編された。そして各部、係には内部業務を統括する主任が置かれた。

またこれより以前の大正2年には、農試の付属機関として農会技術員養成所が徳島県農会の委託によって新設され、農業技術者の養成が開始されている。年限は1年制であったが、この間に講習生に対して農試で得られた研究成果の伝達や、農業情勢の分析、農作物の栽培管理技術の指導などを行って資質の向上を図り、各町村農会における農業指導者として送り出した。大正年間におけるその総数は62名に上った。

大正11年の機構改革により新に定められた各部、係の分掌業務はつぎに示すとおりである。



(2) 指導地ならびに試験地の新設

農事試験場内の圃場試験で得られた成果を現地に普及させる目的をもって、大正14年から板野郡藍園村等に園芸指導地4か所が新設された。これらは1か所につき30aの農家圃場を借り受け、露地野菜や温床栽培野菜の現地実証試験を行ったものである。現地には指導地事務所を置き、助手1名が常駐して栽培管理技術の指導を行った。また

参観者があった場合には栽培状況の説明を担当した。この指導地担当助手職員は場の定数増によって得られたものである。翌大正15年には鴨島町と坂野村に増設され、園芸指導地の設置箇所は合計6か所になった。

園芸試験地は農試の委託試験地であって、これも指導地と同じく大正14年に海部郡穴喰町をはじめ県下5か所に新設された。

(3) 業務の円滑化

農事試験場の分掌事項を円滑に推進するため、あるいは農家の人々に職員が直に接してその実態を把握し、栽培管理技術の指導を行い農業経営の安定化を図ることを主旨として、大正2年4月に県告示第115号が發布され、追加規程が2項目付与された。その一つは分析規程であり、他の一つは委託原種田規程であった。

① 農事試験場分析規程

県内公衆の依頼に応じ、酸性土壌や肥料、農産物、飼料、水の分析を行うことを目的に定められたものである。試験場は分析に際して、依頼者から各分析試料に応じた手数料を徴収するとし、分析を終えたなら成績書を作成して依頼者に報告することを義務づけている。この規程が定められたことにより、県下各地の農家圃場や施用肥料に科学的なメスが加えられるようになり、営農改善に役立った。

② 農事試験場委託原種田規程

稲の品種改良や優良品種作付の要請が強くなってきたことを背景に、各地に委託原種田を設置することが制度化された。原種田として適当な土地および農家を選定したのち契約を結び、作付を依頼した。栽培管理技術や採種法については農試の職員が指導にあたった。なお規程制定当初の作付奨励品種は権八、雄町、神力の3つであった。

受託農家に対してはその面積に応じた手当てを支払った。また採取した原種については、審査後の合格品を買い上げたのち郡市農会へ交付した。

2. 土地・施設の状況

(1) 本場

農商務省農事試験場四国支場の廃止に伴い、そ

の敷地および建物を譲り受け、明治36年(1903)に本県農事試験場が設立されたのであるが、大正年間においてもそれらはそのまま利用された。当時の敷地総面積および圃場内訳、建物の整備状況は以下のとおりであった。

まず敷地総面積は2町4反2畝28歩であり、その内訳は水田が1町4反5畝7歩、畑が5反6畝27歩、敷地部が4反24歩となっていた。それぞれの利用内容は次のとおりであった。

① 水田(1町4反5畝7歩)の利用内訳

試験地	1町1反2畝20歩
原種田	1反2畝
苗代	9畝
番外	1反1畝27歩

② 畑(5反6畝27歩)の利用内訳

そ菜畑	4反5畝8歩
果樹見本圃	5畝17歩
苗木圃	6畝
番外	1反9畝20歩

これら圃場利用内訳は年次によりいくらかの変動が認められるものの、概ね上記のとおりであった。次に敷地部(4反24歩)のうち建物面積が170.25坪を占めていたが、ここではその建物坪数の内訳を掲げる。

③ 建物坪数(170.25坪)の内訳(単位：坪)

事務室	10.5	玄関	2.5
応接室	8.0	図書室	4.0
押込	1.5	電話室	0.5
炊事場	3.25	小使室	1.5
物置	1.0	宿直室	3.0
昆虫病理室	4.0	便所	7.5
湯殿	3.0	収納舎	32.0
堆肥舎	15.0	納屋	12.0
鶏舎	16.0	厩舎	4.5
講習生控室	4.0	農夫舎	8.5
分析室	28.0		

上記の他、大正15年(昭和元年)に試験用施設として24坪の大きさの両屋根式温室が初めて建設された。ここではマスクメロンやイチゴなどの高級野菜や草花類の施設栽培試験が行われた。

(2) 指導地および試験地

大正14年(1925)に、農試の新事業として園芸

指導地と同試験地が各々4か所設置された。園芸指導地は、場内試験によって得られた成果を現地に適用するために設けられたものであり、農家の圃場を1か所につき30a借り受け、そこに指導地事務所を置いた。そこには助手職員が1名常駐して、栽培管理技術の指導や諸調査を行うとともに見学者の応接にあたった。大正14年度における園芸指導地設置状況はつぎのとおりである。

第4表 園芸指導地（大正14年）

栽培作物種別	設置場所	担当農家氏名	年度参観人員
野菜一般 (露地及び温床栽培)	名東郡加茂村	高橋 団藏	91名
同 上	板野郡藍園村	大伏 暖平	247
同 上	板野郡里浦村	百井 長寿	121
同 上	名西郡藍畑村	平田 弥平	137

大正15年には、やはり野菜一般の指導地として麻植郡鴨島町（北村猪之助）と那賀郡坂野村（高倉茂作）とに2か所が増設され、合計箇所数が6か所となった。

園芸試験地は委託試験地であって、やはり指導地と同様大正14年に県下5か所に新設された。その内訳は次表に示すとおり温州ミカンの試験地が2か所、野菜、タケノコ、ナシの試験地がそれぞれ1か所であった。

第5表 園芸試験地（大正14年）

栽培作物種別	設置場所	担当農家氏名	年度参観人員
野菜 (促成栽培を主とす)	海部郡矢喰町	井上 磯吉	343名
タケノコ (早期採取)	那賀郡福井村	岩佐文太郎	22
柑 橘 (温州)肥料試験	勝浦郡横瀬町	吉野 徳藏	159
柑 橘 (温州)肥料試験	勝浦郡生比奈村	坪井 仁平	100
ナシ肥料試験	板野郡大津村	岩朝 寅雄	242

3. 職員数の動き

明治36年の設立以来、場長以下種芸、病虫・分析、園芸、庶務、会計の各担当職員が置かれ、それぞれの業務を遂行してきた。

大正元年（1912）の職員数は、場長を含めた研究員が10名、庶務、会計担当者1名、技能員4名

の合計15名が配置され試験場の分掌業務を行っていた。その後の職員数は、年次の移り変わりとともに多少の変動があったが、概ね10名前後であった。大正11年2月に場規程や処務規定が改正され、機構が種芸部、化学部、菌虫部、園芸部、庶務係、会計係の4部2係制に改編されたが、その当時の職員数は場長以下研究員が11名、庶務・会計係員が1名で合計12名であった。その後の職員合計数をみると、大正12年度が10名、13年度10名、14年度15名と推移し、大正15年（昭和元年）には16名に増加した。大正14年度以降の増員は、園芸指導地が新設され各指導地に助手職員が1名ずつ配置されたことによるものである。

つぎに大正年間を通じての人の動きを以下のとおりまとめた。

第6表 大正年間の職員数の動き（単位：名）

職 種	研 究			研究職小計	事 務	技 能 員	合 計
	技 師	技 手	助 手				
大正元年	2	5	3	10	1	4	15
2年	2	3	3	8	1	3	12
3年	2	3	4	9	1		10
4年	2	3	3	8	1		9
5年	2	3	3	8	1		9
6年	2	4	3	9	1		10
7年	2	4	3	9	1		10
8年	2	4	3	9	1		10
9年	3	5	3	11	1		12
10年	3	5	3	11	1		12
11年	3	6	2	11	1		12
12年	3	4	2	9	1		10
13年	2	5	2	9	1		10
14年	3	5	6	14	1		15
15年	3	5	8	16			16

大正年間を通じての各部の陣容は、専門分野ごとに技師または技手が主任として配置され、その下に技手あるいは助手が研究課題数の多寡に応じて配置されていた。庶務・会計担当の事務職は毎年1名が配属されその任にあたった。

4. 研究体制の概要

種芸部では水稻、麦類の栽培改善のほか品種改良の試験を行ってきたが、大正3年から陸稲、同9年からは大豆、粟などの雑穀と藍の研究を新たに加えた。このほか大正6年には委託原種圃面積が稲1ha、麦50aに拡大された。さらに同11年からは農具の改良や利用に関する研究を開始した。

化学部および菌虫部は、大正初期には病虫・分析担当者として技手が1名配属され、その任務を担当していたのであるが、機構改革によってそれぞれ新たに生まれたものである。

化学部では肥料の効率的施用法や新肥料の効果検定を行うかたわら、大正2年(掛飛場長時代)に分析規程(県告示第115号)を定め、以降酸性土壌や肥料、農産物や水などの分析を農家の依頼に応じて積極的に実施している。

菌虫部では、農作物病害虫の発生調査やそれらの防除法確立試験、新農薬の効力検定試験を実施している。

園芸部では野菜類の品種比較および栽培法試験の他、果樹の栽培試験や種卵の生産配布事業を行っている。また大正15年には24坪の温室が場内に建てられたのを契機に、マスクメロンやイチゴなどの高級野菜や草花類の施設栽培試験が開始された。さらに園芸指導地や試験地が大正14年に新設されたことに伴い、野菜一般やタケノコ、温州ミカン、ナシの現地展示圃場や委託試験圃場が設けられ、農業技術の普及に貢献した。

徳島県立農事試験場追加規程

(大正2年4月15日付)

徳島県告示第115号

徳島県立農事試験場分析規程左ノ通り定ム

(一) 徳島県立農事試験場分析規程

第一條 農事試験場ハ県内公衆ノ依頼ニ応シ酸性土壌其他肥料農産物ノ分析ヲ行フ

第二條 分析ヲ依頼セントスル者ハ様式第1号ノ請求書ニ供試品ヲ添付シ農事試験場ニ差出スヘシ 供試品ノ数量ハ左ノ各号ニ依ルヘシ

但シ場長ニ於テ必要ト認ムル時ハ特ニ増加セシムルコトアルヘシ

- 一 土壤 500匁以上
- 一 肥料 300匁以上
- 一 農産物及飼料 300匁以上、但シ多汁ノモノニ限り500匁以上トス

一 水 3升以上

右ノ外農業上関係アル物料ノ分析ニ要スル供試品ノ数量ハ農事試験場長ノ定ムル所ニヨル

第三條 農事試験場ニ於テ前項ノ請求書ヲ受理シタルトキハ供試品ヲ調査シタル上其諾否ヲ定メ請求者ニ通知スヘシ

第四條 請求者ニ於テ分析承諾ノ通知ヲ受ケタルトキハ様式第2号ノ納時書ニ分析手数料ヲ添付シ農事試験場ニ届出スヘシ

分析手数料ハ左ノ各号ニ依ル

- 一 土壤酸度ノ定量ハ金50銭トスル
- 二 土壤ノ定量分析ハ1成分ニ付金1円トシ2成分以上ハ1成分ヲ増ス毎ニ金50銭ヲ加フ
- 三 肥料及土壤ノ定量分析ハ1成分毎ニ金25銭トス

四 肥料ノ定量分析ハ1成分ニ付金50銭トシ2成分以上ハ1成分ヲ増ス毎ニ金25銭ヲ加フ

五 飼料農産物及農産製造品ノ定性分析1成分ニ付金50銭トシ2成分以上ハ1成分ヲ増ス毎ニ金25銭ヲ加フ

六 飼料農産物及農産製造品ノ定量分析ハ1成分ニ付金1円トシ2成分以上ハ1成分ヲ増ス毎ニ金50銭ヲ加フ

七 水ノ定性分析ハ1成分ニ付金1円50銭トシ2成分以上ハ1成分ヲ増ス毎ニ金50銭ヲ加フ

八 水ノ定量分析ハ1成分ニ付金2円50銭トシ2成分以上ハ1成分ヲ増ス毎ニ金1円ヲ加フ

九 土壤、肥料、農産物、農産製造品及灌漑水等ノ普通含有セサル成分ノ定性分析ハ1成分毎ニ金1円50銭トシ定量分析ハ1成分毎ニ金4円トス

第五條 請求者ニ於テ分析不応ノ通知ヲ受ケタルトキハ2週間以内ニ供試品ノ返戻ヲ受クヘシ

前項ノ期日内ニ於テ供試品ノ返戻ヲ受

ケサル時ハ農事試験場ニ於テ適宜処分ヲ為スコトアルヘシ

第六條 農事試験場ニ於テ分析ヲ終リタルトキハ様式第3号ノ成績書ヲ作成シ請求者ヘ交付スヘシ

以下略

(二) 農事試験場委託原種田規程

第一條 農事試験場ニ原種田ヲ設置シ稻ノ品種改良及統一ヲ図ルノ目的ヲ以テ之カ栽培ヲ行フ

原種田ニ於テ栽培スル品種ハ当分ノ内権八、雄町、神力ノ3種トス

第二條 原種田ハ適當ナル土地ヲ撰定シテ之カ栽培ヲ委託ス 受托者ニハ委託反別ニ応シ手当金ヲ支給ス

受托者ハ別ニ定ムル所ノ書式ニ依リ承諾書ヲ差出スヘシ

第三條 委託栽培者ハ原種ノ栽培及採種等ニ関シテ農事試験場長ノ指揮ニ従フヘシ

第四條 原種田ニ於テ採取シタル原種ハ審査員審査ノ上、合格セルモノニ限り之カ買上ヲ為スヘシ

審査委員ハ知事ノ許可ヲ經テ場長之ヲ囑托ス

第五條 前條ニ依リ買上タル原種ハ郡市農會配布用トシテ之ヲ農會ヘ交付ス

第六條 委託栽培ニ於テ第三條ノ指揮ニ従ハス又ハ第四條第一項ノ買上ヲ拒ムトキハ第二條第二項ノ手当金ヲ減額シ又ハ之ヲ交付セサルコトアルヘシ

以下略

委託原種田引受人心得

一 委託ヲ受ケタルモノハ別ニ定ムル所ノ設計書ニ依リ原種田ヲ実行スヘシ

一 設計書記載ノ事項ヲ変更セントスル必要アル場合ニハ其理由ヲ具申シ當場ノ許可ヲ受クヘシ

一 原種田施行中障害起リタル場合ニハ其旨直ニ當場ヘ報告ス可シ

一 受托者ハ日誌ヲ備ヘ置キ原種栽培ニ関スル總テノ事項ヲ記入ス可シ特ニ收穫及調査ニ関シテハ精密ニ調査シ記入スル事

一 施肥、收穫等特別ノ作業ヲ行フ場合ニハ場員

ノ立会ヲ受クヘシ

一 參觀人アリタル時ハ原種田施行方法及経過等總テ懇切ニ説明スヘシ

一 原種田ニハ徳島県立農事試験場原種田ト記スルモノ及品種名ヲ記セル建物ヲナスヘシ

徳島県令第六号 (徳島県報第四百四十六号)

大正十一年二月十七日)

明治三十六年四月徳島県令第三十五号徳島県農事試験場規程左ノ通告正ス

大正十一年二月十一日

徳島県農事試験場規程

第一條 本場ハ農産ノ改良増殖ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二條 本場ニ左ノ職員ヲ置ク

場長

産業技師

産業技手

産業主事補

助手

第三條 場長ハ知事ノ命ヲ承ケ場務ヲ統理シ所屬職員ヲ監督ス

産業技師、産業技手ハ場長ノ指揮ヲ承ケ場務ヲ分掌ス

産業主事補ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ場務ヲ補助ス

第四條 場長事故アルトキハ上席職員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 必要アリト認ムルトキハ分場ヲ置キ本場ノ事務ヲ分掌セシムルコトアルヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訓第十一号

徳島県農事試験場処務規程左ノ通り定ム

大正十一年二月十一日

徳島県農事試験場処務規定

第一條 本場ニ種芸部、化学部、菌虫部、園芸部、庶務係、會計係ヲ置キ、各部、係ニ主任ヲ置ク

第二條 分場ニ主任ヲ置ク

第3章 大正時代

分場主任ハ場長ノ指揮ヲ承ケ其ノ事務ヲ掌ル

第三條 左ニ掲クル事項ハ場長ニ於テ知事ノ認可ヲ得テ処理スヘシ

- 一 諸規程ノ制定及改廃ニ関スル事項
- 二 土地建物ノ借受返還ニ関スル事項
- 三 職員ノ管外出張ニ関スル事項
- 四 其ノ他重要ト認ムル事項

第四條 左ニ掲クル事項ハ場長ニ於テ専行スルコトヲ得 但シ第一号ノ事項ハ決行後直チニ報告スヘシ

- 一 助手、嘱託員以下ノ進退ニ関スル事項
- 二 職員ノ管内出張ニ関スル事項
- 三 所属職員以下ノ願届ニ関スル事項
- 四 其ノ他軽易ナル事項

第五條 場長ハ所属職員ノ進退賞罰ヲ知事ニ具申スヘシ

第六條 場長ハ管内官公署、各府県農事試験場、実業団体及当業者トノ文書往復ヲ為スコトヲ得

第七條 職員出張シタルトキハ輕易ナルモノハ直ニ口頭其ノ他ハ書面ヲ以テ帰庁後五日以内ニ場長ニ復命スヘシ 但シ職員ノ復命書中重要又ハ参考ニ資スヘキモノト認ムルトキハ場長ハ之ヲ知事ノ閱覽ニ供スヘシ

第八條 試験及調査ノ成績ハ結了ノ都度、前年度業務功程ハ翌年十月三十一日限り知事ニ報告スヘシ

第九條 文書取扱及職員ノ服務ニ関シ本規程ニ定メサル事項ハ本県処務細則ヲ準用ス

第3節 種苗の配布など

大正時代には米麦種子、種卵、果樹苗木、蔬菜苗、ベグリア Tentoumシの配布事業が実施されているが、その主要なものは米麦種子と種卵であった。

1. 米麦種子

水稻についてはこれまで本県農事試験場内で原種を栽培し、配布していたが、大正2年に委託原種田規定を設け、御所村（現土成町）2か所、生比奈村（現勝浦町）3か所、佐那河内村4か所で総面積1町5反歩の委託原種田を設置し、当场で育成した原々種をもって栽培して配布事業を行った。当時の品種は権八、雄町、改良神力、神力であった。

その後大正6年には佐那河内村のみで1町歩の委託原種圃を確保し、大正9年には、名東郡加茂名町東名東中分（現徳島市名東町）に移して同面積で栽培し、当场の直営としている。その後大正15年には原種圃を再び場内に戻して栽培を行った。

麦は場内で栽培し、大正元年には8反歩の原種圃、大正2年には6反歩であったが、大正6年には5反歩になり、以後同面積の原種圃を設けてい

るが、大正11年には5反歩拡張し、以後1町歩の原種圃を栽培した。また大正10年3月には県告示第103号の徳島県立農事試験場米麦原種配付規則の改正により、大正10年度からは当試験場原種圃生産の米麦原種が直接町村、町村農会、農事改良実行組合、その他共同採種組合等にも無償で配付されることになった。

2. 種卵

大正元年には、家鶏20羽を飼育し種卵の配布事業を行った。大正2年度には26羽が飼育され、以後羽数は記述されていないため不明であるが、大正時代は継続して種卵の配付が行われた。

3. 果樹・蔬菜苗

果樹についてはカキ苗、カキの台木の配布を実施しており、大正元年にはカキ苗圃9畝、大正2年には5畝が設置されている。またカキ以外の果樹苗木の配布実績があるが、種類は不明であり、大正14年以降は配布実績が不明である。蔬菜苗については、大正2年に5,000本が配布され、他の

年は不明である。

那賀、海部、板野、名東各郡下150~300頭、合計1,350頭であった。

4. ベダリアテントウムシ

大正14年にはカンキツのカイガラムシ防除のため、天敵としてベダリアテントウムシの飼育をすることになり、飼育室建築設備予算として2,701円が認められ、大正15年から放飼が行われた。大正15年度に放飼した虫数は勝浦郡下500頭を筆頭に

5. その他

大正2年県告示第115号、徳島県立農事試験場依頼分析規定により一般の依頼に応じ大正2年から15年の間に酸性土壌分析、肥料定性・定量分析、灌がい用水定量分析等1,708件を実施した。

第4節 農業技術指導・教育

農事試験場の職員は農産物の改良などの試験を行うと同時に巡回講話を行うことも任とし、技術の普及指導についても、県農会と連携を密にして中核的な役割を果たした。

技術指導の方法は、講習講話、実地指導のほか農会が発行する徳島県農会報（毎月刊行、大正13年4月からは旬刊）を通じて試験成績等を普及するとともに、大正2年8月10日から徳島県立農事試験場内に徳島農事研究会を設置し、農家之菜

（月刊）を刊行して農家に技術情報を提供した。また、大正14年度からは農家に園芸指導地事務所（大正14年4か所、大正15年2か所、計6か所）を設置して、従来試験によって得た結果を実地に応用するとともに、周辺農家に蔬菜栽培の奨励・普及を行った。このほか、大正2年4月から農会委託による町村農会技術員養成を行い、大正15年までに62名の講習生を養成した。

第7表 場員出張日（件）数

	講習講話	品評会 審査	視察 調査	実地指導	その他	計
大正元年	66	91 ^日	168 ^日	43 ^日	203 ^日	571 ^日
2	56	79	174	170	22	501
3	21	69	60	216	93	459
4	43	57	39	297	61	497
5	78	109	139	138	141	605
6	23	94	78	66	208	469
7	32	40 ^件	36 ^件	45 ^件	81 ^件	234 ^件
8	17	21	31	77	137	283
9	47	27	47	83	74	278
10	59	37	105	58	76	335
11	58	35	74	54	91	312
12	53	25	68	46	62	254
13	75	36	72	49	30	262
14	37	8	83	91	131	350
15	46	25	42	121	283	517

注 大正8年以降のその他には会議・視察を含む

第8表 場対応の状況

	来観人員	質疑応答 件数
大正元年	4,838 ^名	873 ^件
2	4,956	978
3	5,697	960
4	1,261	354
5	1,238	144
6	2,119	92
7	1,068	172
8	975	181
9	2,004	165
10	2,825	202
11	2,439	285
12	2,680	278
13	2,762	662
14	2,730	501
15	3,372	525

第3章 大正時代

文 献

徳島県農会(1912~1926): 徳島県農会報(第62号~第300号)

徳島県史編さん委員会(1967): 徳島県史第6巻

農政調査委員会(1967): 体系農業百科事典VI

三好昭一郎・猪井達雄(1975): 阿波の歴史

麻名用水土地改良区(1977): 麻名地区灌がい排水事業麻名地区概要書

農林水産省百年史編纂委員会(1981): 農林水産省百年史・別巻

農林統計研究会(1983): 都道府県農業基礎統計